

ファミリー・サポート・センター会員募集

ファミリー・サポート・センターとは、保育施設の時間外の託児、保育施設までの送迎、冠婚葬祭など急な用事の際の一時預かりなど、「子育ての手助けをして欲しい人」と「子育ての手助けができる人」が会員となり、子育てについて相互に助け合う会員組織です。

申込み・問合せ

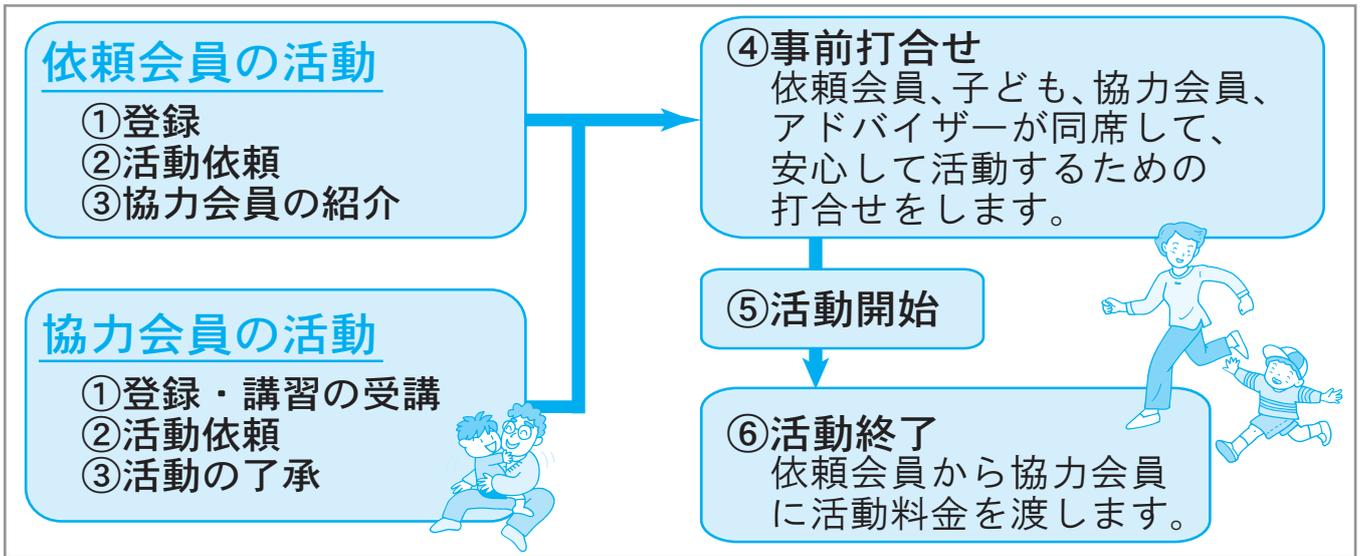
ファミリー・サポート・センター ☎・FAX(42)8461

子育て支援課 ☎(42)8454・FAX(42)2130

ファミリー・サポーター・センターのしくみ



援助活動の流れ



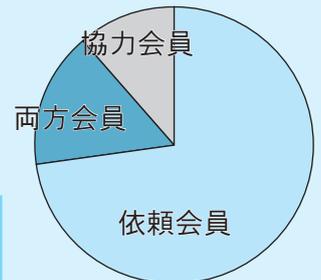
活動料金

区分	金額
月曜～金曜日 午前7時～午後7時	350円 / 30分
上記以外の時間帯、年末年始	450円 / 30分

※子どもの送迎、食事、おやつ、おむつなどにかかる費用については、依頼した会員が別途負担

会員数(平成27年4月1日現在)

依頼会員：290人
 協力会員：63人
 両方会員：45人
 合計：398人

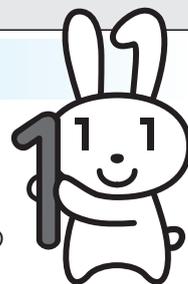


会員登録方法

- ファミリー・サポート・センター（ウェルス幸手内）で登録できます。登録料・年会費は無料です。
- 協力会員と両方会員は、申込時に顔写真（3cm×2.4cm）を2枚お持ちください。また、講習の受講が必要になります。
- 詳細については、センターにお問い合わせください。

ご協力
お願いします！





■ マイナンバーの記載が必要となる事務に関するお知らせ

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の中でも、法律や条例で定められた限られた行政手続きでしか使用しません。

給付金の不正受給防止や行政手続きにおける添付書類の省略など、公平・公正な社会の実現や利便性の向上、行政の効率化を図るため、平成 28 年 1 月以降の各種申請などの手続きにおいて、マイナンバーの記載が必要となる事務がありますのでお知らせします。

▼ 簡易書留で届いた「通知カード」の利用用途

「通知カード」は、行政機関窓口などでマイナンバーの確認書類として必要になります。

ただし、本人確認には運転免許証や旅券などの書類の提示も必要です。

なお、「個人番号カード」であれば、1 枚で「個人番号の確認」と「身元確認」ができます。



▲通知カードイメージ

▼ 本人確認の方法

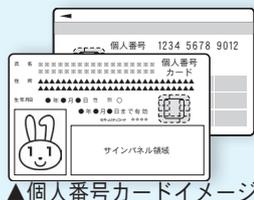
行政機関の窓口などでマイナンバーを収集する際は、なりすましを防止するため、以下の 3 通りの方法で本人確認を行います。

- ①「個人番号カード」で確認
- ②「通知カード」と「身分証(運転免許証または旅券)」の 2 種類で確認
- ③「住民票(個人番号付き)」と「身分証(運転免許証または旅券)」の 2 種類で確認

■ 個人番号カードの交付申請方法

交付申請は任意であり、強制ではありません。

個人番号カードは上記の通り、1 枚で「個人番号の確認」と「身元確認」ができるもので、表面には、顔写真が入っています。



▲個人番号カードイメージ

▼ 個人番号カードの交付申請手続き

「個人番号カード」の交付を希望される人は、「通知カード」から「個人番号カード交付申請書」を切り離し、必要事項を記入の上、顔写真を添付し、返信用封筒で郵送してください。

※パソコンやスマートフォンなどからも交付申請できます。詳細については、地方公共団体情報システム機構ホームページ「個人番号カード交付申請」(<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>)を参照してください。

▼ 個人番号カードの受領手続き

左記の交付申請をした人には、1 月以降に市民課から「個人番号カード交付通知書(はがき)」を順次郵送します。通知書を受領後、市民課で交付を受けてください。

※ 1 月 31 日(日)の日曜開庁日にも受領できます。

- と き 交付通知書に記載された期限まで
- 対 象 原則、交付申請をした本人
※本人確認の上、カードを交付します。
- 手数料 初回に限り無料
- 持ち物 個人番号カード交付通知書、通知カード、運転免許証などの本人確認書類
※住民基本台帳カードをお持ちの人は、個人番号カード交付時に回収しますので、併せて持参してください。

問合せ 市民課 ☎(43) 1111 内線 127・FAX(43) 6473

■ マイナンバーを必要とする代表的な手続き

▶ 住民異動手続(市民課/内線 123)

- ・住民異動届出時(転入・転居・婚姻など)
- ・通知カード、個人番号カードの記載事項などの変更時

▶ 税分野(税務課/内線 132)

- ・税務署に提出する確定申告書(平成 28 年分から適用)、届出書、調書の記載時など
- ・勤務先が税務署に提出する源泉徴収票などの記載時(勤務先への提示が必要)

▶ 健康保険・年金分野(保険年金課/内線 143・145)

- ・国民健康保険や後期高齢者医療保険事務における被保険者の資格取得・喪失届出および保険給付申請時など
- ・国民年金事務(平成 29 年度中までに開始予定)

▶ 福祉分野(社会福祉課/内線 704・706)

- ・生活保護申請時
- ・障害福祉サービスの支給申請時など
- ※申請者・同一世帯構成者分の提示が必要

▶ 子育て分野(子育て支援課/内線 716・718)

- ・児童手当事務における認定請求、児童手当の現況届時など
- ・子どものための教育・保育に関する事務における保育所(園)などの利用申請時など

▶ 介護分野(介護福祉課/内線 710・775)

- ・介護保険認定給付事務における要介護・要支援認定申請、居宅サービス計画作成依頼届出時など
- ・介護保険資格管理事務における介護保険資格取得・異動・喪失届時など

【マイナンバー総合フリーダイヤル】 ☎ 0120-95-0178 (無料)

■ 平日/午前 9 時 30 分～午後 10 時

■ 土曜・日曜・祝日/午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分(年末年始を除く)